

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市災害救助資金貸付基金条例（昭和42年吹田市条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保証人)

第2条 災害救助資金の貸付けを受ける者は、保証人を立てなければならない。

- 2 保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 保証人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 原則として、市内に居住していること。
 - (2) 独立の生計を営み、償還の資力を有する成年者であること。
 - (3) 災害救助資金の貸付けを受けていないこと。
 - (4) 市長の許可を受けた場合を除き、他の借受人の保証をしていないこと。

(借入れの申込み)

第3条 災害救助資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 災害により被害を受けた事実を証する書類
- (2) 保証人となる者の保証することに関する承諾書
- (3) 申込者が属する世帯に属する全ての者及び保証人となる者の所得の額を証する書類（所得の額を本市の公簿等で確認することができる場合にあつては、市職員がこれを調査することに関する当該者の同意書）

(貸付けの決定)

第4条 市長は、借入申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸付金額を決定し、貸付決定通知書により申込者に通知する。

(借用書の提出)

第5条 前条の通知を受けた者は、災害救助資金の交付を受ける時に、借用証書を市長に提出しなければならない。

(貸付金の償還)

第6条 借受人は、毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに、当該月分の償還金を支払わなければ

ならない。

(保証人の変更等)

第7条 借受人は、保証人が死亡したとき、又は保証人が第2条第3項の要件を欠くに至ったときは、遅滞なく、保証人変更申出書に新たな保証人に係る第3条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 借受人は、本人又は保証人が住所を変更したときは、遅滞なく、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(申込書等の様式)

第8条 この規則に規定する申込書等の様式は、福祉部長が定める。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月20日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。